

令和元年第3回常陸太田市議会定例会会議録

令和元年9月2日（月）

議 事 日 程（第1号）

令和元年9月2日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（雑誌等資源物売却契約に係る未回収債権の支払いを求める訴えの提起について）
報告第 10 号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第 11 号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第 6 2 号 常陸太田市農畜産物等加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 6 3 号 常陸太田市印鑑条例の一部改正について
議案第 6 4 号 常陸太田市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部改正について
議案第 6 5 号 常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について
議案第 6 6 号 常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正について
議案第 6 7 号 常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第 6 8 号 常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 6 9 号 常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について
議案第 7 0 号 常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正について
議案第 7 1 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備について
議案第 7 2 号 常陸太田市立佐竹小学校校舎大規模改修工事請負契約について
議案第 7 3 号 市有財産の処分について
- 日程第 4 議案第 7 4 号 平成30年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 5 号 平成30年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 6 号 平成30年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 7 号 平成30年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 8 号 平成30年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 議案第 79 号 平成 30 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 80 号 平成 30 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 81 号 平成 30 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 82 号 平成 30 年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 83 号 平成 30 年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 84 号 平成 30 年度常陸太田市小里財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 85 号 令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 86 号 令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 87 号 令和元年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 88 号 令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 9 号ないし報告第 11 号（一括上程・報告説明）
- 日程第 3 議案第 62 号ないし議案第 73 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 4 議案第 74 号ないし議案第 84 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 5 議案第 85 号ないし議案第 88 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

12 番	成井小太郎	議長	11 番	高星勝幸	副議長
1 番	森山一政	議員	2 番	小室信隆	議員
3 番	菊池勝美	議員	4 番	諏訪一則	議員
5 番	藤田謙二	議員	6 番	深谷渉	議員
7 番	平山晶邦	議員	8 番	益子慎哉	議員
9 番	菊池伸也	議員	10 番	深谷秀峰	議員
13 番	茅根猛	議員	14 番	川又照雄	議員
15 番	後藤守	議員	16 番	黒沢義久	議員

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	宮田 達夫 副市長
石川 八千代 教育長	加瀬 智明 政策推進室理事
綿引 誠二 総務部長	武藤 範幸 企画部長
鈴木 淳 市民生活部長	岡部 光洋 保健福祉部長
根本 勝則 農政部長	小瀧 孝男 商工観光部長
真中 剛 建設部長	磯野 初郎 会計管理者
江尻 伸彦 上下水道部長	宇野 智明 消防長
生天目 忍 教育部長	弓野 政人 農業委員会事務局長
柴田 道彰 秘書課長	塩原 正己 総務課長
江幡 治 監査委員	

事務局職員出席者

笹川 雅之 事務局長	鴨志田 智宏 次長兼議事係長
小林 博則 総務係長	

午前10時開会

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和元年第3回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○成井小太郎議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

7番 平山 晶 邦 議員 16番 黒沢 義久 議員

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○成井小太郎議長 諸般の報告を行います。

初めに、5月22日付で埼玉県川越市仙波町2丁目17の34、一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム理事長仲村覚氏から、「日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書」が、また、5月29日付で沖縄県宜野湾市真栄原2

丁目15番10号、宜野湾市民の安全な生活を守る会会長平安座唯雄氏から、「米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情」が、お手元に配付してあります写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第233条第5項の規定により、平成30年度常陸太田市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から令和元年6月、7月及び8月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。また、同じく監査委員から令和元年度財政援助団体等監査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	宮 田 達 夫 君
教 育 長	石 川 八千代 君	政策推進室理事	加 瀬 智 明 君
総 務 部 長	綿 引 誠 二 君	企 画 部 長	武 藤 範 幸 君
市民生活部長	鈴 木 淳 君	保健福祉部長	岡 部 光 洋 君
農 政 部 長	根 本 勝 則 君	商工観光部長	小 瀧 孝 男 君
建 設 部 長	真 中 剛 君	会 計 管 理 者	磯 野 初 郎 君
上下水道部長	江 尻 伸 彦 君	消 防 長	宇 野 智 明 君
教 育 部 長	生天目 忍 君	農業委員会事務局長	弓 野 政 人 君
秘 書 課 長	柴 田 道 彰 君	総 務 課 長	塩 原 正 己 君
監 査 委 員	江 幡 治 君		

以上、19名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

○成井小太郎議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆様、おはようございます。令和元年第3回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。あわせまして日ごろから、議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、国内の景気の動向でございますが、内閣府が発表いたしました8月の月例経済報告によりますと、景気は輸出を中心に弱さが続いているものの緩やかな回復をしていると判断を据え置き、先行きにつきましては当面弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される所と見られております。今後、米中貿易摩擦の影響や、10月の消費税改定に伴い、個人消費や産業活動への影響などについて注視

をしていかなければならないと考えております。

そうした中、国では低所得者子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えをすることを目的に、プレミアム付き商品券事業を実施することとし、本市におきましても準備を進めているところであります。本市も商工会と連携し実施をいたします市独自のプレミアム付き商品券事業と合わせた発行総額は最大で3億8,000万円に上る規模となりまして、市内経済の消費拡大につながるものと期待をしているところであります。

ここで、6月の第2回市議会定例会以降の主な出来事につきまして、ご報告をさせていただきます。初めに、中国余姚市との友好都市締結20周年記念事業として実施をいたしました両市中学生の交流事業でございますが、7月22日から3日間、余姚市から中学生29名が本市を訪れまして、ホームステイ、本市中学生との交流、記念植樹、瑞龍山への墓参などを行いました。本市からは8月2日から3日間、中学生26名が余姚市に滞在しまして、ホームステイ、現地中学生との交流、市内見学等を行い、5日には上海において、茨城県上海事務所とJETRO（ジェトロ）上海事務所を見学いたしました。中学生の相互交流は初めての試みでもありましたが、異文化への理解から生まれる信頼と友情は明るい未来を感じさせるものとなりまして、両市の交流の新たな1ページとして刻まれることとなりました。今後の交流を促進していく上では、次代を担う若い世代の交流は大切でありますので、さらに両市のきずなが深まりますよう進めていきたいと考えております。

次に、東部土地区画整理組合の設立についてでございます。去る8月11日に、地権者を初め関係者出席のもと東部土地区画整理組合の設立総会が開催をされ、組合役員を選出、収支予算書規定等が決定をされたところでございます。今後は、事業の業務代行を予定している事業者との業務代行契約の締結を経まして造成工事に着手することとなりますが、市といたしましても、地域経済の活性化と雇用の場の創出を図りますため進出企業の確保に努め、1日も早い事業の完成を目指して推進をしてまいります。

次に、今月29日から本市において開催される第74回国民体育大会と、来月12日から開催をされる第19回全国障害者スポーツ大会についてでございますが、いよいよ国体の開催まで残り1カ月を切りまして、準備も大詰めを迎えております。引き続き、市民と一体となりまして機運の醸成を図りますとともに、滞りなく円滑に競技運営が進むよう万全を期してまいります。また、全国から訪れる方々に常陸太田をアピールする絶好の機会と考え、心のこもったおもてなしで温かくお迎えをしてまいりたいと考えております。

続きまして、平成30年度普通会計決算の概要につきましてご報告をさせていただきます。平成30年度決算は実質収支が昨年度を上回ったことから、単年度収支は2,300万円の黒字、実質単年度収支は財政調整基金から8億5,000万円を取り崩したことなどから、5億2,200万円の赤字となりました。経常収支比率は臨時財政対策債の借入額がふえ、経常経費充当一般財源が増となりましたことから、前年度比2.2ポイント減の92.7%となりました。積立金及び市債の実質現在高は、財政調整基金の取り崩しや臨時財政対策債の借入れ抑制などによりまして、積立金残高が前年度比5億3,600万円減の173億1,100万円、市債残高が前年度比4億8,

000万円減の184億6,200万円となっております。健全化判断比率等につきましては後ほど説明をいたしますが、公債費、市債残高が減額となりましたことから、引き続き将来負担比率は発生していないなど、各比率とも良好な状況と考えております。

続きまして、今回提案いたします一般会計補正予算の主なものでございますが、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、地方財政法に基づく歳計剰余金の積み立て、高齢ドライバーのペダル踏み間違い防止装置の設置費補助に関わる経費、国の保育料無償化に伴う認可外保育所施設等利用料の補助に関わる経費、原子力災害時の避難行動を把握するための市民アンケート調査費などの経費を追加いたしました。

続きまして、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、専決処分の報告が1件、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が各1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が8件、消費税等消費税率等の改定に伴う関係条例の整備が1件、工事請負契約1件、市有財産の処分1件、平成30年度歳入歳出決算認定が11件、令和元年度補正予算が4件、合わせまして30件でございます。

なお、会期中に人事案件3件を追加提案する予定でございますので、よろしく願いをいたします。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長から、それぞれ説明をさせていただきます。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり承認、可決認定、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 会期の決定

○成井小太郎議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から9月18日まで17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日まで17日間と決定いたしました。

日程第2 報告第9号ないし報告第11号

○成井小太郎議長 次、日程第2、報告第9号専決処分の承認を求めることについて（雑誌等資源物売却契約に係る未回収債権の支払いを求める訴えの提起について）、報告第10号平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第11号平成30年度決算に基づく資金

不足比率の報告について、以上3件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。報告第9号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

2ページに専決処分書の写しがございますが、雑誌等資源物売却契約に係る滞納者に対し未回収債権の支払いを求めるため訴えを提起することについて、「地方自治法」第179条第1項の規定により、本年7月19日に専決処分をさせていただきました。

1の債権額は、527万1,963円でございます。

2の訴えの相手方は、かすみがうら市宍倉5684番地の1、有限会社長谷川商事でございます。

3の訴えの要旨でございますが、雑誌等資源物売却契約に係る未回収債権の支払いを命ずる判決を求めるものでございます。なお、6月の全員協議会において報告をいたしました相手方の未納額は平成30年度滞納繰越分でございます。今回訴えを提起する額につきましては、新年度の4月及び5月の2カ月分を加えた、相手方に対する未回収債権の合計額といたしました。

報告第9号は以上でございます。

続きまして、3ページをお開き願います。報告第10号は、平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づき算定した健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

4ページをお開き願います。まず、1の実質赤字比率でございますが、一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。平成30年度の一般会計における実質収支は黒字で決算しておりますので比率は発生しておりません。

次に、2の連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、公営企業会計など全ての会計における実質収支の赤字額、または資金不足額の標準財政規模に対する比率でございます。この比率につきましても、全ての会計において黒字で決算しておりますので、比率は発生しておりません。

続きまして、3の実質公債比率でございますが、公営企業会計などにおける地方債の返済額のうち、一般会計が負担すべき返済額を含めた全ての一般会計が負担する地方債の返済額の標準財政規模に対する比率でございます。比率につきましては2.2%となっており、市の財政運営に国の関与を受けることとなる早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

最後に4の将来負担比率でございますが、一般会計が将来負担することとなる地方債の返済額などの標準財政規模に対する比率でございます。比率につきましては、基金などの充当可能な財源の合計額が将来負担することになる地方債の返済額などを上回っておりますことから、比率は発生しておりません。

5 ページから 8 ページに監査委員の意見書を、また、別途参考資料といたしまして、健全化判断比率の算出シートを提出させていただきましたので、あわせて後ほどご覧置き願います。報告第 10 号は以上でございます。

続きまして、9 ページをお開き願います。報告第 11 号は、平成 30 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づき算定した資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

10 ページをお開き願います。資金不足比率でございますが、各公営企業ごとの資金不足額が料金収入などの事業規模に対してどの程度になっているかをあらわす比率でございます。資金不足額は一般会計における実質赤字額に相当するものでございますが、記載の全ての公営企業会計におきまして資金不足がなく、比率は発生しておりません。

11 ページから 12 ページにかけまして、監査委員の意見書を付してございますので、後ほどご覧置き願います。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

日程第 3 議案第 62 号ないし議案第 73 号

○成井小太郎議長 次、日程第 3、議案第 62 号常陸太田市農畜産物等加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第 63 号常陸太田市印鑑条例の一部改正について、議案第 64 号常陸太田市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部改正について、議案第 65 号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、議案第 66 号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正について、議案第 67 号常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第 68 号常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 69 号常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について、議案第 70 号常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正について、議案第 71 号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備について、議案第 72 号常陸太田市立佐竹小学校校舎大規模改修工事請負契約について、議案第 73 号市有財産の処分について、以上 12 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 議案第 69 号及び議案第 70 号を除く 10 件につきまして、提案者にかわりまして、ご説明いたします。

議案書の 13 ページをお開き願います。議案第 62 号は、常陸太田市農畜産物等加工施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。提案理由でございますが、地場産業の振

興及び6次産業化を推進し、地域産業の活性化に資する常陸太田市農畜産物等加工施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。条例内容を説明する前に、常陸太田市チーズ製造商品化プロジェクトの概要につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元に配付をいたしましたA3横長の令和元年第3回市議会定例会議案第62号資料をご覧ください。1ページをご覧ください。上段の囲みの部分でございますが、本事業は平成29年度の地方創生推進交付金事業を活用し、平成29年度から31年度の3カ年事業として取り組むため、右側の囲みでございますが、廃止となりました旧里美学校給食センターの活用策としてチーズプロジェクト協議会を立ち上げ、人材の確保やチーズの種類等を検討してきたところでございます。今年度は旧里美学校給食センターの一部を、平面図右側の赤枠で囲ったスペースでございますが、チーズ工房として改修を予定しております。

次に、平面図左下の青枠で囲んだ部分は、市民や市外から訪れる利用者がチーズやバターづくりなどの体験ができる体験交流室を設置いたします。また、黄色枠で囲んだ部分は、将来、その他2次事業程度の農畜産物等の加工を行う施設として位置づけるものでございます。今回、施設改修に入ります前に、本施設の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。なお、2ページにチーズ工房製造機器配置図を添付いたしましたので、後ほどご覧置きます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。14ページをお開き願います。常陸太田市農畜産物等加工施設の設置及び管理に関する条例でございます。

第1条は趣旨、第2条は設置の目的でございます。

第3条は、施設でございます。名称を、常陸太田市農畜産物等加工施設、位置を、常陸太田市大中町1702番地の2とし、第2号におきましてこの加工施設内に体験交流室を置くものと定めております。

第4条は、事業でございます。第1号は農畜産物等の加工製造及び販売に関する事、第2号は農畜産物等の加工体験に関する事、第3号はその他設置の目的を達成するために必要な事業に関する事でございます。

第5条は、指定管理者による管理を行わせることができるものと定めております。

15ページをお開き願います。第6条は、休日及び利用時間を定めております。

第7条から第9条につきましては、指定管理者が行う利用の許可、制限及び取り消し等について定めております。

第11条から次ページの第12条及び第13条におきましては、利用料金の限度額、減免及び返還等について定めております。

第15条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。附則でございますが、本条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、常陸太田市重要な公の施設に関する条例の一部を改正し、本施設を加えるものでございます。下段の別表をご覧ください。体験交流室の利用時間及び利用料金を定めております。なお、利用料金につきましては、体験交流室や実習室等を有する他の施設と同額としております。また、参考といたしまして18ページに施行規則を添付しておりますので、後ほどご覧置きたい

ます。

議案第62号は以上でございます。

続きまして、19ページをお開き願います。議案第63号は、常陸太田市印鑑条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されること等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。今回の条例改正内容は、「住民基本台帳法施行令」等の一部が改正されたことによる文言の改正が大部分となっておりますので、主な改正点につきましては、本日お配りした資料にてご説明いたします。

恐れ入りますが、令和元年第3回市議会定例会議案第63号資料、常陸太田市印鑑条例の一部改正の概要についてをご覧ください。1は、主な文言の改正でございます。施行令の一部改正における文言の改正に準じまして、記録を記載に、磁気テープを磁気ディスクに、作成を調整などに改正するものでございます。

2は、改正内容でございます。大きな改正は2点でございます。まず①でございますが、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書に旧氏の記載が可能となったことでございます。改正の背景でございますが、国においては女性活躍推進の観点から、婚姻等で氏の変更があったものが住民票等に旧氏の記載を求めることが可能となりました。これを受けまして矢印下でございますように、常陸太田市印鑑条例の一部を改正するものでございます。改正内容は同様でございます。

次に右側の②でございますが、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の男女の別欄の削除でございます。改正の背景でございますが、国の印鑑登録事務に係る通知により性的マイノリティーの人権への配慮が求められており、これを受けまして常陸太田市印鑑条例の一部を改正するものでございます。改正内容は男女の別欄を削除するものでございます。参考といたしまして、条例改正の前と後の印鑑登録証明書のイメージを掲載いたしました。記載例は、旧氏が常陸で、婚姻後の氏が太田となった女性の方の例でございます。右側、改正後のイメージでございますように、印影は旧氏と氏のどちらか一つの印鑑を登録することが可能となり、氏名欄には婚姻後の氏と旧氏の併記が可能となります。また、証明書から性別欄が削除されます。

3は、附則でございます。本条例は本年11月5日より施行するものでございます。

議案第63号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。24ページをお開き願います。議案第64号は、常陸太田市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、市有財産の譲与・無償貸付等ができる対象範囲を拡大するため本条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、26ページをお開き願います。上段の第3条、普通財産の譲与、または減額譲渡から、次ページの第7条、物品の無償貸し付け、または減額貸し付けまでにおいて、右側、現行の欄、他の地方公共団体に、左側、改正案では国を追加するものでございます。

恐れ入りますが、25ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。なお、本条例の改正の背景でございますが、小島町地内で国が設置

を進めている河川防災ステーション事業地内の市有地のうち、以前、国から市へ譲与された水路敷等については国に再譲与し、市が地権者から購入した道路敷については国に減額譲渡するため、本改正を行うものでございます。

議案第64号は以上でございます。

続きまして、28ページをお開き願います。議案第65号は、常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が本年5月24日に公布され、同年10月1日から施行されることに伴い本条例の一部改正を行うものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、30ページをお開き願います。本改正では別表3の項、危険物貯蔵所の設置許可の審査に係る手数料のうち、右側、現行の金額の欄、第5号浮き屋根式及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の事項におきます（ウ）の1万キロリットル以上5万キロリットル未満のタンク区分、（エ）の5万キロリットル以上10万キロリットル未満のタンク区分、次ページ（オ）の10万キロリットル以上20万キロリットル未満のタンク区分の3区分の手数料につきまして、それぞれ左側改正案のとおり1万円を増額するものでございます。

恐れ入りますが、29ページにお戻り願います。附則でございますが、この条例は10月1日から施行するものでございます。本条例の改正の背景でございますが、本年10月に予定されている消費税及び地方消費税の税率引き上げによる国の積算の結果、増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお、現行に比して増額となるものについて改定を行うものでございます。なお、本市におきましては今回の改正となる施設は現在のところ設置されておりません。

議案第65号は以上でございます。

続きまして、32ページをお開き願います。議案第66号は、常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が本年5月31日に公布され、同年10月1日から施行されることに伴い、両条例の一部改正を行うものでございます。本改正は本年10月に予定されております国の幼児教育、保育の無償化に伴うものでございます。

内容につきましては、改正が多岐にわたりますので、本日配布をいたしました令和元年第3回市議会定例会議案第66号資料にてご説明いたします。

1は、本年5月17日に公布された国の「子ども子育て支援法の一部を改正する法律」の概要でございます。国の幼児教育、保育の無償化のポイントは3点でございます。

①は、無償化となる対象施設でございますが、黒ポツの1つ目、幼稚園、保育園、認定こども園などの特定教育・保育施設並びに黒ポツの2つ目、家庭的保育事業所、認可外保育施設などの特定地域型保育事業者特定子ども子育て支援施設で行われます保育事業の保育料を無償化とする

ものでございます。

次に、②は無償化となる支援事業でございます。一時預かり事業や病後児保育事業、預かり保育事業の利用者負担額を無償化にする内容でございます。

③は無償化の対象でございますが、①の各対象施設で行われます保育事業と、②の支援事業を利用する3歳以上児及び住民税非課税世帯の3歳未満児とするものでございます。

2は、本改正を受けました内閣府令の改正内容で大きく2点ございます。

①は、文言の改正でございます。「子ども子育て支援法の一部改正」における文言の改正に準じ、支給認定を教育・保育給付認定に、支給認定子供を満3歳児未満保育認定子供などに改正するものでございます。

②は、条文の整理でございます。各黒ポツの幼稚園、保育園、認定こども園の運営に関する基準、家庭的保育事業所の運営に関する基準、各種給付費の運営に関する基準について国の無償化に伴いこれらの条文が整理されるものでございます。

この内閣府令の公布により、当市の関連する2つの条例の一部改正を行うものでございます。

3をご覧ください。1つ目の条例として、常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。改正内容につきましては、内閣府令と同様、①文言の改正と②条文の整理でございます。内容につきましては、2ページをご覧ください。ページ左側の表につきましては、文言の改正をまとめたものでございます。第2条から第52条までの34の条文において、支給認定を教育・保育給付認定などに改正する内容となっております。

次に、ページ右側の表をご覧ください。条文の整理についてまとめたものでございます。第2条から第52条までの18の条文において、今回の無償化に伴う内容の変更等をまとめた条文の整理を行ってございます。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻り願います。4は、常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正でございます。こちらにつきましても内閣府令同様、条文の第1条と第2条において支給認定を教育・保育給付認定に文言の改正を行うものでございます。

5は、附則でございます。両条例は本年10月1日から施行するものでございます。

議案第66号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。72ページをお開き願います。議案第67号は、常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が本年6月7日に公布され、同年8月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

条例の改正内容につきましては、恐れ入りますが、74ページの新旧対照表をご覧ください。ご覧のように、引用する条文の記載の整理のみで条文の中に改正の内容が明記されないため、本日お配りしております資料にてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、令和元年第3回市議会定例会議案第67号資料、常陸太田市災害弔慰金の支

給等に関する条例の一部改正についてをご覧願います。

1は、改正の趣旨でございます。法及び政令の改正により、貸し付けを受けたものが高齢化生活困窮、疾病等に置かれた状況等に鑑み、償還金の支払い猶予及び償還免除の対象範囲の拡大並びに償還免除の特例を定めることにより、返済負担の軽減を図るものでございます。

2は、法及び政令の改正内容でございます。初めに、(1)「災害弔慰金の支給等に関する法律」の改正内容でございます。

①は支払い猶予の明記でございます。災害その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合は、償還金の支払い猶予ができるとされているもので、改正前は施行令第10条第1項及び第2項で定められておりましたが、改正により新たに法第13条第1項及び第2項として明記されたものでございます。

②は償還免除の対象範囲の拡大でございます。表をご覧願います。改正前は法第13条でございましたが、①で法第13条が新設されたため、改正後は法第14条となります。上段の改選前の償還免除の対象は、(ア)貸し付けを受けたものが死亡したとき及び(イ)精神または身体に著しい障害を受け償還が困難になったときに加え、新たに下段の(ウ)として、破産手続または再生手続開始の決定を受けた場合が追加され、免除対象の範囲が拡大されました。

③は、支払い猶予や免除のための報告書の報告等の新設でございます。市町村は、支払い猶予または償還免除の対象を判断するために、貸し付けを受けたもの、またはその保証人から収入や資産の状況報告を求めることができるとともに、市町村が官公署にそれらの資料の閲覧や提出を求めることができるとされたものでございます。

資料右側をご覧願います。

(2)「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の改正内容でございます。

①は、支払い猶予の具体例を明文化するものでございます。先ほど、左側の(1)法の改正内容①でご説明いたしました支払い猶予の政令で定めるやむを得ない理由といたしまして、盗難、疾病、負傷及びその他市町村がやむを得ないと認める事情であると施行令第12条として具体例を新たに条文化したものでございます。これらの法及び政令の改正を受けまして条例を改正するものでございます。

3、条例の改正内容でございます。①の条文の整理第15条第3項でございますが、改正後の欄でございます。今回の法及び政令の改正を受けた償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大及び支払い猶予や免除のための報告等につきまして本条例に適用させるため、語句の並びかえと引用条文を整理するものでございます。

②の附則でございます。施行期日でございますが、公布の日からといたします。

議案第67号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。75ページをお開き願います。議案第68号は、常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、常陸太田市水府竜神ふるさと村の施設の一部を廃止したことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、76ページをお開き願います。条例の本文でございます。常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の別表第1及び別表第2のスペースキャビンの項を削除するものでございます。附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。なお、当該スペースキャビンにつきましては、老朽化により平成23年度に既に撤去をしておりましたが、設管条例から削除が漏れておりましたので、今回の消費税改定にあわせ別表から削除するものでございます。

議案第68号は以上でございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして84ページをお開き願います。議案第71号は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備についてでございます。提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により、消費税率及び地方消費税率が本年10月1日から改定されること等に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

内容につきましては、改正が多岐にわたりますため、本日お配りした資料にてご説明いたします。

恐れ入りますが、令和元年第3回市議会定例会議案第71号資料、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備についてをご覧願います。

1、概要の(1)対象でございますが、「消費税法」の課税対象となる使用料及び手数料等の定めがある全44件の条例でございます。資料右側に改正対象条例一覧がございますが、1の市ごみ処理等手数料条例から44の市梨木平工芸の森の設置及び管理に関する条例を改正の対象とするものでございます。

(2) 消費税等の税率でございますが、表中にございます現行の消費税率6.3%及び地方消費税率1.7%の、合わせて8%を、本年10月1日からそれぞれ7.8%、2.2%の、合わせて10%に改定するものでございます。

(3) 内容でございますが、表中にございます(ア)額の改正につきまして、市が取り扱う使用料等につきまして、現行の額をもとに表中に記載の計算方法により額を算出して、新たな額としております。なお、端数でございますが、ごみ袋料金や水道料金につきましては、1円未満を四捨五入、その他のものにつきましては10円未満を四捨五入により処理しております。

次に、(イ)計算方法の改正でございますが、消費税等額の計算方法の規定について、乗率を100分の110とするものでございます。

2の施行期日でございますが、本条例は本年10月1日から施行するものでございます。

3の経過措置でございますが、施行日後の使用料等については10%に対応した額とし、施行日前に許可し当該許可時に納付すべきものについては、現在の8%に対応した額とするものでございます。例えば、表にございますように、山吹運動公園の施設を10月1日以降に使用をする際、条例の施行日前の9月末までに許可を受けて使用料を納付する場合は、改正前の使用料額となるものでございます。

4、その他の整理の（１）内容でございますが、１日を通して施設を使用する場合の使用料につきましては、施設によりまちまちで統一が取れておりませんでした。全ての施設で午前及び午後等の、おののちに定められた使用料を合計した額とするため、今回の消費税率等の改定にあわせて整理したものでございます。

（２）対象施設でございますが、表にございます①の山吹運動公園から⑥の水府海洋センターまでの６施設でございます。各施設の変更となる使用料につきましては、表右側に議案書の記載ページを明記してございますので、後ほどご覧おき願います。

議案第７１号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。１７７ページをお開き願います。議案第７２号は、常陸太田市立佐竹小学校校舎大規模改修工事請負契約についてでございます。本年８月２１日に一般競争入札に付した常陸太田市立佐竹小学校校舎大規模改修工事について、請負契約を締結するため、「地方自治法」第９６条第１項第５号の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

３の契約の金額は１億７、７６５万円、４の契約の相手方は常陸太田市岡田町の大木建設株式会社と常陸太田市増井町の秋山建設株式会社による大木秋山特定建設工事共同企業体でございます。代表者は、常陸太田市岡田町１５番地の３、大木建設株式会社代表取締役佐藤一巳でございます。

１７８ページをお開き願います。工事の概要でございます。２の改修工事の内容は、外壁塗装、屋上防水、内装及び電気設備改修工事でございます。

１７９ページから１８３ページに建物配置図、各階の平面図がございますので、後ほどご覧置き願います。

議案第７２号は以上でございます。

続きまして、１８４ページをお開き願います。議案第７３号は、市有財産の処分についてでございます。

市有財産の処分をするため「地方自治法」第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございますが、廃校施設等の有効活用を図るため旧北中学校の土地及び建物を処分するものでございます。

１８５ページをお開き願います。市有財産処分の概要でございます。

１の土地は７筆で、合計地積は２万９、２３９平米。

２の建物は、校舎、体育館及び倉庫等で延べ床面積は４、７３７平米。

３の契約の相手方は、常陸太田市大方町８３番地、有限会社廣木精機製作所、代表取締役廣木康則でございます。

４の相手方の選定方法は、平成３１年２月２２日から同年３月２２日の間、廃校施設等募集要綱により公募した結果、上記事業者の応募がございました。事業拡張に伴う地元雇用や地域貢献が認められる事業者であるため選定したものでございます。

５の売却価格は、２、５２４万４、５８２円でございます。

議案第73号は以上でございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

○江尻伸彦上下水道部長 議案第69号及び議案第70号について、提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

議案第69号及び議案第70号は、常陸太田市水道事業並びに簡易水道事業給水条例の一部改正についてでございます。同様の内容でございますので、併せて説明させていただきます。

議案書78ページをお開き願います。提案理由でございますが、「水道法の一部を改正する法律」が平成30年12月12日に、「水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」が平成31年4月17日に、それぞれ交付され令和元年10月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

81ページの簡易水道事業の提案理由についても同様でございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、80ページをお開き願います。左側の改正案第5条中の3行目につきましては、引用しております水道法施行令の改正に伴い条項にずれが生じたので、第5条を第6条と改めるものでございます。

次に、第31条第1項の表中、一番下の給水装置工事事業者指定更新申請手数料の追加についてでございますが、水道法の一部改正に伴い給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ5年ごとの更新が導入されたため、この手数料として加えたものでございます。

恐れ入りますが、83ページをお開き願います。簡易水道事業給水条例新旧対照表につきましても水道事業と同様に改正するものでございますが、第29条第1項の表中、「手数料の額」等の文言について、水道事業給水条例に準じて整理をした点が追加となっております。

恐れ入りますが、79ページにお戻り願います。水道事業給水条例の附則でございますが、本条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

82ページの簡易水道事業給水条例の附則につきましても、同様でございます。

議案第69号、議案第70号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第74号ないし議案第84号

○成井小太郎議長 次、日程第4、議案第74号平成30年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第75号平成30年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号平成30年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号平成30年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号平成30年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号平

成30年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号平成30年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号平成30年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第82号平成30年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第83号平成30年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第84号平成30年度常陸太田市小里財産区歳入歳出決算認定について、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 決算認定関係議案のうち、議案第84号について、提案者にかわりまして、ご説明いたします。議案の一番薄いこちらの資料でございます。

1ページをお開き願います。議案第84号は、平成30年度常陸太田市小里財産区歳入歳出決算認定についてでございます。「地方自治法」第233条第3項の規定により、平成30年度常陸太田市小里財産区歳入歳出決算を監査委員の意見を添えて議会の認定をお願いするものでございます。常陸太田市小里財産区は平成30年度末をもって解散し、財産の全部が市へ譲渡されておりますが、本議案は打ち切りとなった小里財産区会計の平成30年度における決算でございます。

2ページをお開き願います。歳入決算額は4,970万7,027円で、予算額に対します収入率は167.9%でございます。歳出決算額は180万5,056円で予算に対します執行率は6.1%でございます。歳入歳出差し引き残額は4,790万1,971円でございます。この残額につきましては、本年4月1日に本市一般会計に引き継ぎをいたしました。

説明欄をご覧ください。まず歳入でございますが、歳入予算額は2,960万5,000円、調定額は4,970万7,027円、予算額に対します調定率は167.9%でございます。収入済み額は歳入決算額と同額でございます。

次に、歳出でございます。歳出予算額は歳入予算額と同額、支出済み額は180万5,056円、不用額は2,779万9,944円でございます。主に、総務費、予備費等でございます。

ただいまご説明した内容の款項別明細が3ページから6ページに、事項別明細書が7ページから11ページに、実質収支に関する調書が12ページに、財産に関する調書が13ページから15ページに、主要な施策の成果説明書が16ページに記載されておりますので、それぞれご覧願います。

議案第84号は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 会計管理者。

〔磯野初郎会計管理者 登壇〕

○磯野初郎会計管理者 議案第74号から議案第81号の平成30年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、提案者に変更りご説明申し上げます。

決算書1ページをお開き願います。議案第74号から議案第81号平成30年度常陸太田市一

一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定について、「地方自治法」第233条第3項の規定により、平成30年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を添えて議会の認定に付する。令和元年9月2日提出、市長名でございます。

4ページ右側をお開き願います。初めに、議案第74号平成30年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。歳入決算額は244億1,069万2,268円で、予算額に対します収入率は98.1%でございます。歳出決算額は237億1,189万7,669円で、予算額に対します執行率は95.3%でございます。歳入歳出差引残額は6億9,879万4,599円。内訳を申し上げますと6億3,033万8,519円が翌年度への繰越額、6,845万6,080円が繰越明許費の一般財源分及び既収入特定財源分でございます。

説明欄をご覧ください。歳入ですが、歳入予算額は248億8,340万9,317円、調定額は246億3,091万4,287円、予算額に対します調定率は99.0%でございます。収入済み歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額の1,698万1,509円は「地方税法」の規定に基づき該当する市税滞納分を欠損処分した金額でございます。また、収入未済歳入額2億324万510円の主なものは、市税、市営住宅使用料等の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、歳出予算額は歳入予算額と同額、支出済み歳出額は歳出決算額と同額でございます。繰越明許費は7億338万4,080円でございます。これは、民生費、土木費、教育費の11事業に係る繰越事業費でございます。不用額は4億6,812万7,568円でございます。主に、総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費等でございます。

ただいまご説明いたしました内容の款項別明細が6ページから15ページに、また、「地方自治法施行令」第166条の第2項に基づきます説明資料としての事項別明細書が64ページから297ページに、実質収支に関する調書が298ページに、財産に関する調書が424ページから430ページに記載されておりますので、それぞれご覧いただきたいと存じます。

なお、これからご説明申し上げます各特別会計決算書説明欄の収入済み歳入額、歳出予算額、支出済み歳出額につきましては、一般会計と同様の説明となりますので省略をさせていただきます。

16ページ右側をお開き願います。続きまして、議案第75号平成30年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

17ページをお開き願います。歳入決算額は61億2,053万4,773円で、予算額に対します収入率は101.9%でございます。また、歳出決算額は59億5,346万1,874円でございます。予算額に対します執行率は99.1%でございます。歳入歳出差引残額は1億6,707万2,899円で、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。歳入でございますが、歳入予算額は60億707万8,000円、調定額は62億7,351万7,671円で、予算額に対します調定率は104.4%でございます。不納欠損額は2,267万1,458円で、主に「地方税法」の規定に基づき該当する保険税滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額は1億3,031万1,440円で、主に保険税の未

納分でございます。

歳出でございますが、不用額は5,361万6,126円で、主に、保険給付費、保健事業費及び予備費等でございます。なお、款項別明細が18ページから21ページに、事項別明細書が300ページから327ページに、実質収支に関する調書が328ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

22ページ右側をお開き願います。次に、議案第76号平成30年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

23ページをお開き願います。歳入決算額は6億9,324万185円で、予算額に対します収入率は99.7%でございます。また、歳出決算額は6億9,081万995円で、予算額に対します執行率は99.3%でございます。歳入歳出差引残額242万9,190円は、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。歳入でございますが、歳入予算額は6億9,562万8,000円、調定額は6億9,457万4,410円で、予算額に対します調定率は99.8%でございます。不納欠損額16万7,300円は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、該当する保険料滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額116万6,925円は、保険料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は481万7,005円で、主に後期高齢者医療広域連合納付金予備費等でございます。なお、款項別明細が24ページから27ページに、事項別明細書が330ページから337ページに、実質収支に関する調書が338ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

28ページ右側をお開き願います。次に、議案第77号平成30年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

29ページをお開き願います。歳入決算額は58億6,525万808円で、予算額に対します収入率は99.2%でございます。歳出決算額は57億728万7,839円で、予算額に対します執行率は96.5%でございます。歳入歳出差引残額1億5,796万2,969円は、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。歳入でございますが、歳入予算額は59億1,412万円、調定額は58億7,760万252円で、予算額に対します調定率は99.4%でございます。不納欠損額358万5,900円は「介護保険法」の規定に基づき該当する保険料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額876万3,544円は、保険料等の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は2億683万2,161円で、主に保険給付費及び予備費等でございます。なお、款項別明細が30ページから35ページに、事項別明細書が340ページから373ページに、実質収支に関する調書が374ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

これからご説明申し上げます下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計につきましては、各事業について「地方公

営企業法」が適用されたことに伴いまして、本年3月31日をもって打ち切り決算を行っております。

36ページ右側をお開き願います。次に、議案第78号平成30年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

37ページをお開き願います。歳入決算額は11億5,050万9,899円で、予算額に対します収入率は98.6%でございます。また、歳出決算額は10億5,659万9,999円で、予算額に対します執行率は90.6%でございます。歳入歳出差引残額は9,390万9,900円、内訳を申し上げますと9,382万5,900円が翌年度への繰越額、8万4,000円が繰越明許費の一般財源分でございます。なお、この残額につきましては、「地方公営企業法」の規定による特別会計へ引き継いでおります。

説明欄をご覧ください。歳入でございますが、歳入予算額は11億6,638万1,000円、調定額は12億602万664円で、予算額に対します調定率は103.4%でございます。不納欠損額31万1,617円は「地方自治法」の規定に基づき該当する分担金及び使用料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額5,519万9,148円は、主に分担金及び負担金、使用料及び手数料の未納分でございます。

歳出でございますが、繰越明許費648万4,000円は下水道事業費の繰り越し事業1件分でございます。不用額は1億329万7,001円で、主に事業費及び公債費等でございます。なお、款項別明細が38ページから41ページに、事項別明細書が376ページから389ページに、実質収支に関する調書が390ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

42ページ右側をお開き願います。次に、議案第79号平成30年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

43ページをお開き願います。歳入決算額は3億3,798万7,230円で、予算額に対します収入率は98.8%でございます。また、歳出決算額は3億2,314万2,828円で、予算額に対します執行率は94.5%でございます。歳入歳出差引残額1,484万4,402円は、翌年度への繰越額でございます。

なお、この残額につきましては、「地方公営企業法」の規定による特別会計へ引き継いでおります。

説明欄をご覧ください。歳入でございますが、歳入予算額は3億4,205万6,000円、調定額は3億6,332万1,377円で、予算額に対します調定率は106.2%でございます。収入未済歳入額2,533万4,147円は、使用料の未納分及び国庫補助金の収入未済分でございます。

歳出でございますが、不用額は1,891万3,172円で、主に事業費及び予備費等でございます。なお、款項別明細が44ページから47ページに、事項別明細書が392ページから399ページに、実質収支に関する調書が400ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

48ページ右側をお開き願います。次に、議案第80号平成30年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

49ページをお開き願います。歳入決算額は1億6,911万8,205円で、予算額に対します収入率は108.3%でございます。また、歳出決算額は1億4,546万6,195円で、予算額に対します執行率は93.2%でございます。歳入歳出差引残額2,365万2,010円は、翌年度への繰越額でございます。

なお、この残額につきましては、「地方公営企業法」の規定による特別会計へ引き継いでおります。

説明欄をご覧ください。歳入でございますが、歳入予算額は1億5,610万3,000円、調定額は1億7,733万9,278円で、予算額に対します調定率は113.6%でございます。収入未済歳入額822万1,073円は、使用料及び手数料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は1,063万6,805円で、主に事業費及び予備費等でございます。なお、款項別明細が50ページから53ページに、事項別明細書が402ページから409ページに、実質収支に関する調書が410ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

54ページ右側をお開き願います。次に、議案第81号平成30年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

55ページをお開き願います。歳入決算額は3億885万1,515円で、予算額に対します収入率は99.9%でございます。また、歳出決算額は2億8,625万9,421円で、予算額に対します執行率は92.6%でございます。歳入歳出差引残額は2,259万2,094円、翌年度への繰越額でございます。

なお、この残額につきましては、「地方公営企業法」の規定による特別会計へ引き継いでおります。

説明欄をご覧ください。歳入でございますが、歳入予算額は3億928万9,000円、調定額は3億3,733万867円で、予算額に対します調定率は109.1%でございます。収入未済歳入額2,847万9,352円は、使用料及び雑入の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は2,302万9,579円で、主に事業費及び予備費等でございます。なお、款項別明細が56ページから59ページに、事項別明細書が412ページから421ページに、実質収支に関する調書が422ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

なお、「地方自治法」第233条第5項の規定により、提出が求められております各会計の主要な施策の成果を説明する書類につきましては、別冊平成30年度決算に係る主要な施策の成果報告書をご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第74号から議案第81号の平成30年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきましての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

○江尻伸彦上下水道部長 議案第82号及び議案第83号について、提案者にかわりまして、ご

説明申し上げます。

別冊の公営企業会計決算書をお開き願います。平成30年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定並びに常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、平成30年度常陸太田市水道事業会計決算及び常陸太田市工業用水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、平成30年度常陸太田市水道事業会計並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和元年9月2日提出、市長名でございます。

まず、議案第82号平成30年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。平成30年度常陸太田市水道事業決算報告書の収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益の予算額は12億8,005万7,000円でございます。決算額は12億9,206万6,824円となりました。これは予算額に対して100.9%の収入率となっております。

3ページをお開き願います。支出でございますが、第1款水道事業費用の予算額合計は12億7,231万9,000円でございます。決算額は12億460万6,006円となりました。これは予算額に対し94.7%の執行率となっております。

5ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入の予算額は2億1,379万円でございます。決算額は1億8,270万3,749円となりました。これは予算額に対し85.5%の収入率となっております。

7ページをお開き願います。支出でございますが、第1款資本的支出の予算額は6億8,538万6,000円でございます。決算額は6億5,522万4,034円となりました。予算額に対し95.6%の執行率となっております。

なお、欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億7,252万285円は、過年度分損益勘定留保資金4億5,044万7,165円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,207万3,120円で補填をいたしました。

9ページをお開き願います。平成30年度常陸太田市水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

1の営業収益は、(1)の給水収益と(2)のその他の営業収益、合わせまして10億174万6,810円でございます。

2の営業費用は、(1)の原水及び上水費から(5)の資産減耗費まで合わせて10億3,008万1,067円で、営業損失は右端の額2,833万4,257円となっております。

3の営業外収益は、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせて2億679万8,665円でございます。

4の営業外費用は、(1)の支払い利息及び企業債取扱諸費、(2)の雑支出で、合わせて1

億1,379万8,063円でございます。営業外利益は右端の額9,300万602円となっております。経常利益は6,466万6,345円となりました。特別損益がございませんので、当年度の純利益も同額の6,466万6,345円でございます。

なお、前年度繰越利益剰余金は3,066万6,330円でございますので、当年度の未処分利益剰余金は9,533万2,675円となりました。

10ページの平成30年度常陸太田市水道事業剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、12ページをお開き願います。平成30年度常陸太田市水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明申し上げます。右端の列、未処分利益剰余金についてでございますが、先ほど損益計算書で説明させていただきました当年度末残高9,533万2,675円から6,466万6,345円を減債積立金に積み立て、処分後残高を3,066万6,330円とするものでございます。

13ページをご覧ください。貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、1の固定資産から2の流動資産まで合わせた資産合計は、右端の列、一番下の行になります、135億8,874万6,435円でございます。

14ページをお開き願います。次に負債の部でございますが、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延利益まで、負債合計は右端の一番下の行で、75億8,524万9,913円でございます。

15ページをお開きください。次に、資本の部でございます。6の資本金、7の剰余金、合わせて資本合計は右端の下から2行目の60億349万6,522円でございます。負債資本合計は、135億8,874万6,435円でございます。

19ページから44ページには決算附属書類がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第83号平成30年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算についてご説明申し上げます。

45ページをお開き願います。平成30年度常陸太田市工業用水道事業決算報告書の収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款工業用水道事業収益の予算額は1億192万円でございます。決算額は9,879万9,982円となりました。これは予算額に対し96.9%の収入率となっております。

47ページをお開き願います。支出でございます。

第1款工業用水道事業費用の予算額は1億145万円でございます。決算額は9,344万4,914円となりました。これは予算額に対しまして92.1%の執行率となっております。

49ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入の予算額は1,170万円でございます。決算額は1,080万円となりました。これは予算額に対しまして92.3%の収入率となっております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出の予算額は1,630万8,000円でございます。決算額は1,479万6,000円となりました。これは予算額に対し90.7%の執行率となっております。

なお、欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額399万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金40万5,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額329万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29万6,000円で補填をいたしました。

51ページをお開き願います。平成30年度常陸太田市工業用水道事業損益計算書についてご説明申し上げます。

1の営業収益は、(1)の給水収益6,728万9,773円でございます。

2の営業費用は、(1)の原水及び上水費から(5)の資本減耗費まで合わせて8,818万8,526円で、営業損失は右端の額2,089万8,753円となっております。

3の営業外収益は、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせて2,518万882円でございます。

4の営業外費用は、(1)の支払い利息及び企業債取扱諸費、(2)の雑支出で、合わせて2万3,061円でございますので、営業外利益は右端の額2,515万7,821円となります。

営業損失と営業外利益の合計、経常利益は右端の額425万9,068円となりました。特別損益がございませんので、当年度の純利益も同額の425万9,068円でございます。

なお、前年度繰越利益剰余金は374万3,611円でございますので、当年度未処分利益剰余金は800万2,679円でございます。

52ページの平成30年度常陸太田市工業用水道事業剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、53ページをお開き願います。平成30年度常陸太田市工業用水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金についてでございますが、当年度末残高800万2,679円から常陸太田工業用水の長期前受金戻入相当額の417万6,609円を資本金に組み入れ、8万4,412円を減債積立金に積み立て、処分後の残高を374万3,598円とするものでございます。これによりまして、左端の列、資本金の処分後残高を4億3,170万8,167円とするものでございます。

54ページをご覧ください。貸借対照表でございます。資産の部でございますが、1の固定資産、2の流動資産、合わせて資産合計は、右端の一番下の行、8億7,899万7,171円でございます。

55ページをお開き願います。負債の部でございます。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は、右端の列4行目になりますが、4億3,670万1,010円でございます。

資本の部につきましては、6の資本金、7の剰余金、合わせて資本合計は下から2行目の4億4,229万6,161円、負債資本合計は一番下の行、8億7,899万7,171円でございます。

59ページから73ページに決算附属書類がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第82号平成30年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに議案第83号平成30年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

この際、監査委員より決算審査の結果について報告を求めます。江幡監査委員。

[江幡治監査委員 登壇]

○江幡治監査委員 平成30年度の決算審査の経過と結果についてご報告をいたします。

初めに、一般会計及び特別会計決算並びに基金の運用状況について申し上げます。

この決算審査は「地方自治法」第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき実施をいたしました。審査の対象としました決算及び書類につきましては、お手元の審査意見書の1ページに(1)から(3)の3項目に分けて記載をいたしました。

第1項目は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計及び簡易水道事業特別会計、以上8会計の歳入歳出決算でございます。

第2項目は、政令で定める書類でありまして、一般会計及び各特別会計それぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書でございます。

第3項目は、奨学基金、肉用牛特別導入事業基金及び印紙等購入基金について、その運用状況を審査するための基金運用状況調書でございます。

決算の審査に当たりましては、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに政令で定める書類等につきまして、関係諸帳簿、証書類を照査し、定期監査及び例月現金出納検査等の結果を参考にしながら決算の計数の正確性あるいは収入支出の合理性についての確認を行い、あわせて関係課職員からの聴取や説明を受け、審査を行いました。また、基金の運用状況につきましては、基金運用状況調書、関係諸帳簿により、決算書及び政令で定められた書類の審査に準じて審査を行いました。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、政令で定める書類及び基金の運用状況を示す書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は、関係諸帳簿、証書類を照査した結果、それぞれ符合しており正確であると認めました。また、予算の執行状況につきましても正確なものであることを認めました。

続きまして、水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算審査の経過と結果についてご報告いたします。

この審査は、「地方公営企業法」第30条第2項の規定に基づき実施をいたしました。

審査の対象としました書類は、決算書として決算報告書、財務諸表として損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表、さらに決算附属書類として事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書でございます。これらの書類が「地方公営企業法」その他関係法令に準拠して適正に表示されているかどうか、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかどうかについて審査をいたしました。

その結果、審査に付されました決算報告書、財務諸表、その他の書類は、「地方公営企業関係法令」に準拠して作成され、かつ計数は正確で、経営成績及び財政状況が適正に表示されていることを認めました。

次に、小里財産区の決算審査の経過と結果についてご報告をいたします。

この決算審査は、「地方自治法」第233条第2項の規定に基づき実施をいたしました。

審査の対象としましたのは、小里財産区歳入歳出決算並びに政令で定める書類として小里財産区歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の3件でございます。

審査に当たりましては、歳入歳出決算書、政令で定める書類につきまして関係諸帳簿、証書類を照査し、計数の確認を行うとともに、関係職員に説明を求め予算執行が的確に行われているかどうか等について審査を行ったところです。

審査に付されました小里財産区歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成をされており、計数は関係諸帳簿、証書類を照査した結果、それぞれ符合しており正確であることを認めました。また、予算の執行状況につきましても正確であることを認めました。

以上、一般会計、各特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び小里財産区の決算審査の概要について申し上げます。

詳細につきましては、それぞれの審査意見書をご覧いただきたいと思います。簡単でございますが、これで決算審査報告を終わらせていただきます。

○成井小太郎議長 報告は終わりました。

日程第5 議案第85号ないし議案第88号

○成井小太郎議長 次、日程第5、議案第85号令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について、議案第86号令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第87号令和元年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第88号令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明いたします。補正予算関係の議案の4件でございます。

恐れ入りますが、別冊横長の令和元年第3回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧願います。

1枚おめくり願います。議案第85号は、令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,039万6,000円を追加し、総額を256億7,001万4,000円とするものでございます。第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、9ページをお開き願います。歳入でございます。

上段の10款地方特例交付金及び2段目の11款地方交付税の補正につきましては、いずれも交付額の確定によるものでございます。

3段目の13款1項1目総務費負担金の補正につきましては、茨城県及び西日本豪雨被災自治体へ本市職員を派遣することに伴い、当該職員の給与費負担金として、合わせまして1,227万円を追加するものでございます。

4段目の15款1項1目民生費国庫負担金及び5段目の15款2項2目民生費国庫補助金のうち、2節児童福祉費補助金並びに最下段の16款1項1目民生費県負担金の補正につきましては、国の保育料無償化に伴う歳出予算の減額にあわせ、その財源を増減するものでございます。

恐れ入りますが、5段目にお戻り願います。

15款2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします生活保護システム改修費用の財源といたしまして71万5,000円を追加するものでございます。

10ページをお開き願います。上段の16款2項4目農林水産業費県補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします農業生産基盤県単土地改良事業及び多面的機能支払交付金の財源といたしまして、合わせまして1,778万4,000円を追加するものでございます。

同款同項8目原子力広報対策費県補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします広域避難に関する市民アンケート費用の財源といたしまして、82万9,000円を追加するものでございます。

2段目の19款1項特別会計繰入金の補正につきましては、1目、2目とも平成30年度決算額の確定により、一般会計への精算金を補正するものでございます。

3段目の19款2項基金繰入金の補正につきましては、今回の補正財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を1億8,640万6,000円を減額するものでございます。

4段目の21款3項貸付金元利収入の補正につきましては、里美ふるさと振興公社に貸し付けた経営資金貸付金4,000万円のうち2,000万円を返済する申し出があったことにより、追加するものでございます。

12ページをお開き願います。歳出でございます。

今回の補正は、各費目にわたり職員の定期人事異動に係る人件費の増減がございましたが、これらにつきましては説明を割愛させていただき、主な事項について説明をさせていただきます。

2段目の2款1項1目一般管理費のうち9節旅費の補正につきましては、平成30年西日本豪雨で被災した広島県海田町へ本市職員を派遣するための旅費として、79万5,000円を追加するものでございます。

同款同項3目財政管理費の補正につきましては、「地方財政法」に基づく歳計剰余金の積み立てといたしまして、実質収支の2分の1、3億1,517万円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

同款同項10目交通安全対策費19節負担金補助及び交付金の補正につきましては、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となっていることを受け、高齢者を対象にペダル踏み間違い防止措置の取り付け費用に補助を行うものでございます。高齢ドライバーによる事故を抑制するとともに、子供の安全の向上に資するため、補助金として378万円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして15ページをお開き願います。款項の記載はございませんが、3款2項児童福祉費でございます。

2目児童措置費の19節負担金補助及び交付金の補正のうち、右側説明の欄1行目の負担金の減額につきましては、国の保育料無償化に伴い保護者が直接保育園へ支払うこととなる食材料費相当額として691万2,000円を減額するものでございます。

同じく説明欄3行目の補助金につきましては、国の保育料無償化において認可外保育施設等も無償化の対象となることに伴い、当該施設へ利用料相当分を補助するため、1,123万2,000円を追加するものでございます。

16ページをお開き願います。上段は款項目の記載はございませんが、3款3項1目生活保護総務費でございます。18節備品購入費につきましては、国へ申請しておりました平成31年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、本年8月6日に内示があったことに伴う補正でございます。「生活保護法」等の改正に対応するためシステムを改修するソフトを購入する費用といたしまして、123万2,000円を追加するものでございます。

17ページをご覧ください。上段の5款1項3目農業振興費の補正につきましては、当初予算で計上しました道の駅へ2台の防犯カメラを設置する費用につきまして、防犯性をさらに高めるため1台追加する必要がありますことから、工事請負費34万6,000円を追加するものでございます。

同款同項5目農地費のうち、13節委託料及び15節工事請負費の補正につきましては、上深荻町の国道349号線において、本年6月、地盤崩落により崩壊した農業用水路を県補助金を活用し補修する費用といたしまして、合わせまして260万円を追加するものでございます。

同じく19節負担金補助及び交付金の補正につきましては、国・県補助金を活用し地域団体が行う農地等の保全活動へ補助をする多面的機能支払交付金について、2,284万6,000円を追加するものでございます。

説明欄3行目の215万1,000円の減額につきましては、補助を予定していた1団体が活動を終了したことによるものでございます。

同じく、説明の欄5行目の2,499万7,000円の増額につきましては、県からの追加配分により農業用施設の長寿命化事業について、新たに8団体が補助対象となることによる増額でございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして20ページをお開き願います。上段は款項の記載はございませんが、8款1項消防費でございます。5目災害対策につきましては、県補助金を活用し原子力災害広域避難計画の実効性を高めることを目的に、広域避難に関する市民の意向を把握するアンケートを実施するための補正でございます。3,000世帯を対象としたアンケートを実施する費

用といたしまして、パートタイマー賃金需要費並びに役務費、合わせまして98万3,000円を追加するものでございます。

22ページをお開き願います。中段の11款1項公債費につきましては、過去に借入れをしました市債について、借入れから10年後の利率見直しにより利率が低下したこと等に伴い、1目、2目合わせまして6,125万2,000円を減額するものでございます。

下段の12款予備費につきましては、こめ工房及び金砂の湯のエアコンが故障したことに伴い、修繕費用として予備費を使用したことにより、予備費の残額が少なくなり、今後の不測の事態に備えるため、1,000万円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。第2表は債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、上段の定住促進住宅等借上げ料につきましては、鯨ヶ丘の地域交流施設の借上げ料について、消費税率引き上げによる増に伴い、債務の負担を追加するものでございます。

下段の認定こども園通園バス運転業務につきましては、来年4月から事業者が業務を請け負うに当たり、運輸局から特定旅客自動車運送事業の許可を取得する期間として4カ月程度を確保する必要があることから、今回債務の負担を行うものでございます。

6ページをお開き願います。第3表は地方債補正でございます。

1の変更でございますが、過疎対策事業費につきましては、大里ふれあい広場の野球場防球ネット設計委託料の財源として1,210万円を追加、臨時財政対策費につきましては、発行可能額の確定により5,810万円の減額、小学校大規模改修事業費につきましては、佐竹小学校大規模改修工事の財源として1,560万円を追加、合わせまして限度額合計を左側の21億5,060万円から右側の21億2,020万円に減額するものでございます。

議案第85号は以上でございます。

続きまして、議案第86号は、令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,868万2,000円を追加し、総額を55億4,698万6,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

6款1項1目一般会計繰入金の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴う増額でございます。

同款2項1目支払準備基金繰入金の補正につきましては、歳入歳出の予算調整による減額でございます。

最下段の7款繰越金の補正につきましては、平成30年度決算による繰越金の確定に伴うものでございます。

7ページをご覧ください。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴う増額でございます。

下段の6款基金積立金の補正につきましては、平成30年度決算繰り越しに伴いまして8,353万7,000円を支払準備基金へ積み立てるものでございます。

議案第86号は以上でございます。

続きまして、議案第87号は、令和元年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ104万2,000円を追加し、総額を7億3,607万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款繰入金の補正につきましては、職員の異動による増額でございます。

4款繰越金の補正につきましては、平成30年度決算に伴うものでございます。

7ページをご覧ください。歳出でございます。

1款総務費の補正につきましては、職員の異動による職員給与費等の増額でございます。

3款2項1目一般会計繰出金の補正につきましては、平成30年度の事務費繰入金精算に伴うものでございます。

4款予備費の補正につきましては、歳入歳出予算の予算調整に伴うものでございます。

議案第87号は以上でございます。

続きまして、議案第88号は、令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,697万8,000円を追加し、総額を61億1,146万4,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

上段の7款1項一般会計繰入金の補正につきましては、職員の異動等に伴う減額でございます。

同款2項基金繰入金及び最下段の8款繰越金の補正につきましては、平成30年度決算に伴うものでございます。

7ページをご覧ください。歳出でございます。

上段の1款1項総務管理費及び中段の同款3項介護認定審査会費の補正につきましては、職員の異動等に伴う給与費等の減額でございます。

最下段の6款基金積立金の補正につきましては、平成30年度決算による繰越金の確定に伴うものでございます。

8ページをお開き願います。8款1項1目第1号被保険者保険料還付金の補正につきましては、資格喪失者への介護保険料還付金に不足が見込まれますことから、48万1,000円を増額するものでございます。

同款同項2目償還金の補正につきましては、平成30年度決算に伴う国・県支出金及び支払基金について精算するものでございます。

下段の同款2項繰出金の補正につきましては、平成30年度決算に伴う一般会計繰出金について精算するものでございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

○成井小太郎議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は9月4日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時14分散会